

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を 目的とした休暇に係る給与上の取扱いについて(案)

1 趣旨

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇制度を導入した場合の給与上の取扱いを定める。

2 内容

項目		給与上の取扱い
1	勤務しない時間の給与減額	減額する。
2	欠勤等による昇給の抑制	抑制の対象としない。
3	期末手当の支給割合における欠勤等日数の算定	7時間45分をもって1/3日として算定する。
4	勤勉手当の支給割合における欠勤等日数の算定	30日を超える場合は、7時間45分をもって2/3日として算定する。
5	退職手当の基本額に係る在職期間からの除算	除算しない。
6	退職手当の調整額に係るポイントの調整	調整しない。

3 適用時期

各区における本休暇制度の導入日から適用する。